令和８年第３回

宇土市議会定例会議案

令和８年８月２８日招集

令和８年第３回市議会定例会議案目次

番　　号	議　　案　　名	ページ
議案第６４号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第１０号　令和８年度宇土市一般会計補正予算（第２号）について	1 別冊
議案第６５号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第１１号　令和８年度宇土市一般会計補正予算（第３号）について	2 別冊
議案第６６号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第１２号　令和８年度宇土市水道事業会計補正予算（第１号）について	3 別冊
議案第６７号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第１３号　令和８年度宇土市下水道事業会計補正予算（第１号）について	4 別冊
議案第６８号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第１４号　令和８年度宇土市一般会計補正予算（第４号）について	5 別冊
議案第６９号	令和７年度宇土市水道事業会計決算の認定について	6 別冊
議案第７０号	令和７年度宇土市下水道事業会計決算の認定について	〃
議案第７１号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	7
議案第７２号	宇土市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	8
議案第７３号	宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	9
議案第７４号	宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	１０
議案第７５号	宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について	１８

議案第７６号	宇土市立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例について	２０
議案第７７号	令和７年度　準用河川船場川（南段原工区）改修工事請負契約の変更契約の締結について	２１
議案第７８号	令和８年度宇土市一般会計補正予算（第５号）について	２２ 別冊
議案第７９号	令和８年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について	〃
議案第８０号	令和８年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第１号）について	２３ 別冊
議案第８１号	令和８年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について	〃
議案第８２号	令和８年度宇土市水道事業会計補正予算（第２号）について	２４ 別冊
議案第８３号	令和８年度宇土市下水道事業会計補正予算（第２号）について	〃
議案第８４号	宇土市教育委員会の委員の任命について	２５
報告第１４号	令和７年度宇土市財政の健全化判断比率について	２６ 別冊
報告第１５号	令和７年度宇土市水道事業資金不足比率について	２７ 別冊
報告第１６号	令和７年度宇土市下水道事業資金不足比率について	〃
報告第１７号	債権の放棄について	２８

議案第６４号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第３項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和８年８月２８日提出

宇土市長　光　井　正　吾

記

専決第１０号

専　決　処　分　書

令和８年度宇土市一般会計補正予算（第２号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和８年７月１０日専決

宇土市長　光　井　正　吾

専決理由

既定予算を補正する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

議案第６５号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第３項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和８年８月２８日提出

宇土市長　光　井　正　吾

記

専決第１１号

専　決　処　分　書

令和８年度宇土市一般会計補正予算（第３号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和８年７月２９日専決

宇土市長　光　井　正　吾

専決理由

既定予算を補正する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

議案第６６号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第３項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和８年８月２８日提出

宇土市長　光　井　正　吾

記

専決第１２号

専　決　処　分　書

令和８年度宇土市水道事業会計補正予算（第１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和８年７月２９日専決

宇土市長　光　井　正　吾

専決理由

既定予算を補正する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

議案第６７号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第３項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和８年８月２８日提出

宇土市長　光　井　正　吾

記

専決第１３号

専　決　処　分　書

令和８年度宇土市下水道事業会計補正予算（第１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和８年７月２９日専決

宇土市長　光　井　正　吾

専決理由

既定予算を補正する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

議案第６８号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第３項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和８年８月２８日提出

宇土市長　光　井　正　吾

記

専決第１４号

専　決　処　分　書

令和８年度宇土市一般会計補正予算（第４号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和８年８月１０日専決

宇土市長　光　井　正　吾

専決理由

既定予算を補正する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

議案第６９号

令和７年度宇土市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、令和７年度宇土市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

宇土市長　光　井　正　吾

議案第７０号

令和７年度宇土市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、令和７年度宇土市下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月２８日提出

宇土市長　光　井　正　吾

議案第７１号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和８年８月２８日提出

宇土市長　光　井　正　吾

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（宇土市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第１条　宇土市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和６年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４３条の２の７第１項」を「第２４３条の２の８第１項」に、「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改める。

（宇土市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　宇土市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和４３年条例第１０号)の一部を次のように改正する。

第６条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

（宇土市監査委員条例の一部改正）

第３条　宇土市監査委員条例（昭和３９年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第９条中「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改める。

附　則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

提案理由

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第７２号

宇土市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年８月２８日提出

宇土市長　光　井　正　吾

宇土市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

宇土市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成６年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

提案理由

地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第７３号

宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年８月２８日提出

宇土市長　光　井　正　吾

宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇土市国民健康保険税条例（昭和３４年条例第６号）の一部を次のように改正する。

附則第３条を削る。

附則第４条の前の見出し及び同条を削る。

附則第５条を削る。

附　則

この条例は、令和８年１２月１日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する規定の見直しを行うため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第７４号

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年８月２８日提出

宇土市長　光　井　正　吾

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号を次のように改める。

⑹　満３歳未満等小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業を除く。）をいう。

第２条第６号の次に次の１号を加える。

⑹の2　満３歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。

第２条第１１号の次に次の３号を加える。

⑾の2　教育認定子ども　法第２７条第１項に規定する教育認定子どもをいう。

⑾の3　満３歳以上保育認定子ども　法第２７条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。

⑾の4　保育認定子ども　法第２９条第２項に規定する保育認定子どもをいう。

第６条第２項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第７条第２項中「法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第９条第１項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第１３条第４項第３号ア㋐中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア㋑中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ

(ｱ)中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(ｲ)中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２５条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に、「学校教育法第２８条第２項」を「同法第２８条第２項」に改める。

第３５条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(ｲ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(ｲ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３６条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」を「小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」に、「同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(ｲ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(ｲ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３７条第１項中「第２８条」を「第２７条」に、「第３１条」を「第２７条」に、「第３３条」を「第２７条」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1)　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2)　事業所内保育事業　法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第３７条に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第３９条第２項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」を「前２項」に、「同項」を「前２項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第４０条第２項及び第４１条中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４２条第１項第１号中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第３号中「により特定地域型保育の提供を受けていた」を「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項、第１１項及び第１２項において同じ。）により特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項、第７項及び第１２項において同じ。）の提供を受けていた」に改め、「その他の」の次に「法第１９条第３号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第７項各号列記以外の部分中「、次に掲げるもの」を「次に掲げるもの」に改め、「のものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改め、同条中第１１項を第１２項とし、第８項から第１０項までを１項ずつ繰り下げ、第７項の次に次の１項を加える。

８　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求

めることを要しない。

第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第４６条第７号中「第３９条第２項に規定する選考の方法」を「第３９条第２項及び第３項に規定する選考の方法」に改める。

第４７条第１項及び第２項ただし書並びに第４９条第２項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第５０条中「満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項」を「第１４条第１項」に、「読み替える」を「、第２５条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第５１条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第５２条第１項」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「次条第３項」を「次条第３項及び第５２条第３項」に、「第４０条第２項」を「第３７条第３項、第３９条第３項及び第４０条第２項」に、「次条第３項」を「第５２条第３項」に改め、同項後段中「以下この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、「同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第５１条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合に

は、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第３７条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第３７条第２項、第３９条第２項及び第４０条第２項を除き、第５０条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第３項中「第１９条第２号」とあるのは「第１９条第１号」と、「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第１９条第２号」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは、「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前４項」とあるのは「前３項」とする。

第５２条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項」を「満３歳未満保育認定子ども（第５１条第１項」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「「教育・保育給付認定保護者」」を「「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

（宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は同条第１０項第３号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第６条第１項中「次に掲げる事項」の次に「（法第６条の３第１０項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）」を加え、同項第３号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）」を加え、同条第７項各号列記以外の部分中「、次に掲げるもの」を「次に掲げるもの」に改め、「のものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第１８条第６号中「利用定員」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第２７条中「小規模保育事業Ｂ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加え、「小規模保育事業Ｃ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第２９条第２項第３号中「法第６条の３第１０項第２号」の次に「又は第３号」を加え、同条第３項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３１条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士

による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３５条中「第６条の３第１０項」を「第６条の３第１０項第１号」に改める。

第４４条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４７条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　前２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４８条中「第４８条において準用する第４号」を「第４号」に改め、「と、同条第４号中「次号並びに第３３条第４号及び第５号」とあるのは「第４８条において準用する次号」と読み替えるもの」を削る。

附則第３条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第６条中「家庭的保育事業等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第９条中「法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、第２９条第３項若しくは第４４条第３項」を「第２９条第３項若しくは第４項若しくは第４４条第３項若しくは第４項」に、「保育士の数（前２条の規定の適用がないとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定されるものをいう。）」を「前２条の規定の適用がないものとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定される保育士の数」に改める。

（宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和６年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「この条例による改正後の」及び「（以下「新条例」という。）」を削り、「新条例第２９条第２項第３号」を「同条例第２９条第２項第３号」に、「新条例第２９条第２項第４号」を「同条例第２９条第２項第４号」に改める。

附則第３項中「前項」を「附則第２項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」に、「同項」を「附則第２項」に、「新条例」を「宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改め、同項を附則第４項とし、附則第２項の次に次の１項を加える。

３　令和１０年４月１日以後における前項の規定の適用については、同項中「同条例第２９条第２項第３号、第３１条第２項第３号、第４４条第２項第３号及び第４７条第２項第３号中「１５人」とあるのは「２０人」と、同条例」とあるのは「同条例」と、「「３０人」とあるのは「、「３０人」とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項及び第６条第３項の条例で定める日）

２　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第３条第４項及び第６条第３項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）等の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第７５号

宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について

宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年８月２８日提出

宇土市長　光　井　正　吾

宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例

宇土市企業立地特別奨励金条例（平成２０年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号を次のように改める。

(1)　施設等　次に掲げるものをいう。

ア　工場　統計法（平成１９年法律第５３号）第２条第９項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）に掲げる製造業の用に供する施設をいう。

イ　情報サービス事業施設　産業分類に掲げる情報サービス業の用に供する施設をいう。

ウ　旅館　旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条に規定する旅館業（下宿営業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項第４号の営業を除く。）の用に供する設備を有する施設をいう。

エ　研究施設　産業分類に掲げる学術・開発研究機関に係る試験研究又は研究開発を行うための施設をいう。

オ　その他本市産業の振興及び雇用機会の拡大に資するものとして市長が特に認める事業施設をいう。

第２条第４号を削り、同条第５号中「、増設又は移設」を「又は増設」に改め、同号を同条第４号とし、同条第６号中「、増設又は移設」を「又は増設」に改め、同号を同条第５号とし、同条第７号中「、増設又は移設」を「又は増設」に改め、同号を同条第６号とし、同条第８号中「、増設又は移設」を「又は増設」に改め、同号を同条第７号とする。

第３条第１項各号列記以外の部分中「、増設又は移設」を「又は増設」に改め、同項第１号ア中「２，０００m^2」を「５，０００m^2」に改め、同号イ中「又は移設」を削り、同項第３号中「５億円」を「１０億円」に改め、同号ただし書中「又は移設」を削り、同項第４号中「電気業及びガス業の用に供する施設」を「増設」に改め、「場合、」の次に「操業開始の日における」を加える。

第４条第１項第１号を次のように改める。

(1)　設備投資促進奨励金　次の表に掲げる額

区分	投下固定資産総額	奨励金の額

新設又は増設（備考に掲げる場合を除く。）	１０億円以上	投下固定資産総額に１００分の２を乗じて得た額（１，０００万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、３億円を限度とする。

備考

１　新設のうち、旅館で客室数１５０室以上の場合、投下固定資産総額に１００分の１５を乗じて得た額（１，０００万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、３億円を限度とする。

２　増設のうち、操業開始の日における新規雇用者が１００人以上であり、かつ、そのうち市内に住所を有する者が５０パーセント以上の場合、投下固定資産総額に１００分の１０を乗じて得た額（１，０００万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、３億円を限度とする。

第７条中「、増設又は移設」を「又は増設」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に対象施設等の指定を受けた事業者の取扱いについては、なお従前の例による。

提案理由

物価高騰による社会経済情勢の変化及び市の財政事情等を踏まえ、企業立地の促進と財政負担の均衡を図るため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第７６号

宇土市立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例について

宇土市立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年８月２８日提出

宇土市長　光　井　正　吾

宇土市立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例

宇土市立幼稚園一時預かり保育条例（平成２６年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「４５０円」を「４９０円」に、「１１，３００円」を「１２，３００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の宇土市立幼稚園一時預かり保育条例第５条第２項の規定は、令和８年１０月以後の利用に係る一時預かり保育料について適用し、同年９月までの利用に係る一時預かり保育料については、なお従前の例による。

提案理由

子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）等の改正に伴い、利用に係る経済的負担の軽減を図るため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第７７号

令和７年度　準用河川船場川（南段原工区）改修工事請負契約の変更契約の締結について

令和７年７月１日に議決された令和７年度　準用河川船場川（南段原工区）改修工事請負契約の一部を変更したいので、議会の議決を求める。

令和８年８月２８日提出

宇土市長　光　井　正　吾

契約金額　　変更前　１９９，６７２，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
変更後　２０８，４０４，５６３円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

提案理由

令和７年度　準用河川船場川（南段原工区）改修工事の実施に伴い、設計の一部を変更して実施する必要があるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第６号）第２条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第７８号

令和８年度宇土市一般会計補正予算（第５号）について

令和８年度宇土市一般会計補正予算（第５号）を別冊のとおり定める。

令和８年８月２８日提出

宇土市長　光　井　正　吾

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第７９号

令和８年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

令和８年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を別冊のとおり定める。

令和８年８月２８日提出

宇土市長　光　井　正　吾

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第８０号

令和８年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第１号）について

令和８年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第１号）を別冊のとおり定める。

令和８年８月２８日提出

宇土市長　光　井　正　吾

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第８１号

令和８年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

令和８年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を別冊のとおり定める。

令和８年８月２８日提出

宇土市長　光　井　正　吾

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第８２号

令和８年度宇土市水道事業会計補正予算（第２号）について

令和８年度宇土市水道事業会計補正予算（第２号）を別冊のとおり定める。

令和８年８月２８日提出

宇土市長　光　井　正　吾

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第８３号

令和８年度宇土市下水道事業会計補正予算（第２号）について

令和８年度宇土市下水道事業会計補正予算（第２号）を別冊のとおり定める。

令和８年８月２８日提出

宇土市長　光　井　正　吾

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。